

○静岡県警察静岡市警察部の運営に関する訓令

(平成 19 年 6 月 6 日静岡県警察本部訓令第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、静岡県警察組織規則（昭和 34 年県公委規則第 9 号）に基づき、静岡県警察静岡市警察部（以下「静岡市警察部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(静岡市との連絡調整)

第 2 条 静岡市警察部長は、複数の県本部所属若しくは複数の警察署に関連する事務又は市の複数の課等若しくは複数の区役所に関する事務で、静岡市警察部が相互の連絡調整等を行うことが効率的であると認められるものについて、静岡市と連絡調整を行うものとする。

(静岡市内警察署との連絡調整)

第 3 条 前条の規定は、静岡市の区域を管轄する警察署（以下「静岡市内警察署」という。）との連絡調整について準用する。

(資料等の要求)

第 4 条 静岡市警察部長は、所掌事務の遂行のために必要があると認めるときは、県本部の所属長又は静岡市内警察署の署長に対し、資料等の提出又は報告を求めることができるものとする。

(連絡会議の開催)

第 5 条 静岡市警察部長は、静岡市と調整を図り関連行政を中心とした意見、情報等の交換を行い、各種施策の円滑な推進を図るため、定期的な連絡会議を開催するものとする。この場合において、静岡市警察部長は、必要により静岡市内警察署の署長、県本部の関係所属長等の出席を求めることができる。

(細目的事項)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、必要な細目的事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。